

財政構造改革プログラム（改訂）

財政グループ

H16.10.19

基本的な考え方

1 集中改革期間の取り組み結果

集中改革期間におけるプログラムの目標は、

- ・歳入の一層の確保を図りつつ、基金を活用しながら、主として歳出を削減していくことにより段階的に財源不足を圧縮
- ・平成16年度当初予算編成においては財源不足を解消して、収支均衡（＝基金取崩しに頼らず歳入規模に見合った歳出予算を編成する状態）を達成することにあつたが、平成16年度当初予算編成においてもなお270億円の財源不足が生じたため、基金取崩しによってこれを補填せざるを得ず、表面的には目標達成には至らないこととなった。

しかし、その主たる原因は、国による大幅な地方交付税の削減（地方交付税＋臨時財政対策債ベースで284億円）という、プログラムでは想定していなかった事態が発生したことによるものであり、この突発的要因がなければ、財源不足を発生させずに予算を編成することができていた。

したがって、プログラム本来の枠組みにおいては、これまでの集中改革期間中の取組みにより、平成16年度当初予算編成において収支均衡を実現するという所期の目的は、実質的に達成することができたものと考えられる。

2 現時点における平成17・18年度の財政見通し（9月試算（一般財源ベース））

項 目		平成16年度 (当初予算)	平成17年度 (見込み)	平成18年度 (見込み)	備 考
歳入	県税	1,950	1,980	2,000	経済成長率1.4%
	地方交付税	2,330	2,310	2,300	地財見込み
	県債（臨時財政対策債含む）	410	330	240	地財見込み
	その他	790	730	740	
	歳入合計	5,480	5,350	5,280	
歳出	義務的経費	3,930	3,930	3,990	
	人件費	2,270	2,230	2,270	
	扶助費（間接扶助を含む）	400	420	450	
	公債費	1,260	1,280	1,270	
	投資的経費	540	550	550	
	その他の経費	1,280	1,300	1,300	
	歳出合計	5,750	5,780	5,840	
財源不足額（歳入合計－歳出合計）		270	270	270	
		0	160	160	交付税等減 80
				130	" 90
		270	430	560	+ 990

歳出の区分は予算編成上の区分であり、性質別区分とは必ずしも一致しない。

4基金の 末残見込み	310
4基金全額充当後の財源不足額（2力年）	680

現時点における平成17～18年度の2カ年分の財源不足の見込みは990億円となっているが、その中には、16年度の地方交付税減額の影響を持ち越しているものが540億円(270億円×2年分)、さらに平成17～18年度で見込まれる地方交付税の減額250億円(80億円、170億円)、合わせて790億円の地方交付税減額の影響が含まれている。

このように、プログラムでは想定していなかった16年度以降の国の地方交付税改革(減額)の影響によるものが、今後見込まれる財源不足の大半を占めるといふ、プログラムの想定を超えた状況となっていることから、本県の財政構造改革への取組みも、いわば新たなステージを迎えたという認識に立って対応していく必要がある。

こうした状況変化を踏まえずに、現在のプログラムの最終年となる平成18年度当初予算編成までに収支均衡を達成しようとする、歳入の減少が続く一方で削減の余地のない扶助費や介護保険経費などは増加していくため、大まかではあるが、投資的経費や補助費、物件費などについては平成16年度に比べて相当規模の歳出の削減が必要になると試算される。

3 平成17年度～18年度の実施方針

今回の見直しにおいては、プログラムの最終的な目標である収支均衡型の財政構造の確立へ向けて、状況変化を踏まえた新たな道筋と到達点の姿を構築するのが本来ではあるが、三位一体改革の先行き等が不透明な現状では、中長期的な見通しを得ることは極めて困難である。

このことから、現行プログラムの残期間(平成17～18年度)は、現在の三位一体改革の残期間とも一致することから、地方交付税削減の影響等乗り越えるための「緊急対応期間」と位置づけ、当面の2年間の予算編成を可能とするために最大限の努力をしていくものとする。

このため、

- ・事業の重点選別化を一層進めるなど更なる歳出の圧縮を継続する一方で、
- ・今後の景気回復効果にも期待しつつ、基金を最大限に活用する
- ・まさに緊急対応措置として、これまでの枠組みから一歩踏み出す新たな財源確保のための方策を講ずる

など、県民のくらしや経済への影響を可能な限り抑制する観点から、急激な歳出削減を緩和することを柱として次の具体的な方策により財源確保に取り組んでいくものとする。

「緊急対応期間」における具体的方策

従来のプログラムで示した項目については、引き続き着実な取組みを進めていくものとするが、緊急対応期間における新たな取組みや重点的な取組みは、以下のとおり。

1 予算要求・編成方式の見直し

(1) 枠配分による予算編成方式の導入

県民のニーズがますます多様化、高度化してきている中で、予算編成のあり方についても、現場の創意工夫を生かしながら、各部局において自主的・主体的に事務事業を見直し、再構築を図れるような仕組みへの転換が求められていることから、平成15年度に策定した「うつくしま行財政改革大綱」を踏まえ、枠配分による予算編成方式を本格的に導入する。

(2) 財源の重点的・優先的配分

新長期総合計画の重点施策体系に対応し特に推進していくべき分野及び各年度の状況を踏まえ特に緊急に対応すべき事項等を「重点推進分野」と位置づけ、これまで以上に財源の重点的・優先的配分を徹底する。

平成17年度重点推進分野：

少子化対策の推進、地域経済の再生、過疎・中山間地域の振興、いのち・人権・人格を尊重する社会の形成、循環型社会の形成

2 歳出見直し、歳入確保の主な取組み

(1) 総人件費の抑制【30億円程度(2カ年の効果、以下同じ)】

知事部局においては、これまでの財政構造改革プログラムにおいて、平成14年度から16年度の3カ年で100名程度の定員を削減することを目標としてきたが、定員適正化の着実な取組みにより目標を上回る330名の削減を行ったところである。

今後とも事務事業の一層の効率化等により、平成17年度から平成18年度までの2年間において更に150名程度の定員の削減を図る。

また、教育庁においては、引き続き児童生徒数の減少を踏まえた教職員数の見直しを進める。

		14年度～16年度	17年度～18年度
知事部局	定員削減目標	100人程度	150人程度
	定員削減実績	330人	-

さらに、平成14年度から実施している給料の特別調整額等に係る特別減額措置について緊急対応期間中の継続を検討するほか、寒冷地手当について全面的な見直しを行うなど職員給与の適正化を進める。

(2) 公債費の圧縮と平準化【 2 0 0 億円程度】

県債発行額については、引き続き特例債等を除き原則として前年度以下に抑制する。

また、県債充当建設施設の耐用年数に応じて償還期間が 2 0 年を超える県債の発行を行うとともに、既発行の 1 0 年債（銀行等引受債）についても借換えによって償還期間を延長することにより、公債費負担の平準化を図る。

(3) 内部管理経費削減の徹底

I T を活用した業務改革の推進

I T の活用による簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、全庁的な共通業務の集約化の検討等、内部管理業務プロセスの見直しに取り組む。

職員の福利厚生事業の見直し

職員共助会が平成 1 5 年度から平成 1 6 年度まで調査検討委員会を設け実施している事業見直し結果を踏まえ、職員共助会に対する補助の在り方について見直しを行う。

また、教育庁及び警察本部においても互助団体の運営状況等を踏まえ、補助の在り方について見直しを行う。

(4) 事務事業の見直し

アウトソーシングの推進

行政サービスの民間開放、県民や N P O 等との連携・協働、行財政運営の効率化等の観点から、県が直接実施すべき業務以外の業務について、費用対効果を十分検討しながらアウトソーシングを推進する。

広報、イベントなどソフト事業の徹底検証等

部局横断的な視点から費用対効果を徹底検証し、効果の乏しい事業については廃止するとともに、これまで以上に戦略的、効果的な事業展開が可能となるよう事業の統合や複合化、民間との連携を積極的に進める。

(5) 補助金の見直し

終期が到来したものは原則として廃止し、原点に立ち返り事業の必要性、県関与の在り方、費用対効果等の観点から見直しを行う。

全ての県単補助金を対象に従来のプログラムにおける見直しの視点や、平成 1 5 年度の包括外部監査で示された視点を踏まえ一斉点検を行い、継続的に見直しに取り組む。

各種団体負担金について、目的や効果の検証を行うことにより、県にとって加入の意義が薄れたもの等について見直しを行う。

補助金は一度制度化すると長期化し、見直しが難しいことから、新た

な事業の創設に当たっては、これまで以上にプログラムの視点を踏まえ、検討や終期設定の徹底を図る。

(6) 投資的経費の見直し

公共事業費の抑制

補助公共事業及び県単公共事業については、依然として厳しい財政環境を踏まえ、事業の更なる重点化・選別化を行いながら引き続き規模の抑制を図る。

公共事業のコスト縮減

公共工事のコスト縮減については、平成16年2月に見直しを行った「福島県公共工事コスト縮減新行動計画」に基づき、平成17年度末までに平成14年度に対して9%以上の総合コスト縮減を目指しており、新技術の活用等による工事コストの低減に取り組むほか、コスト縮減につながる新たな施策に取り組み、事業の効率化、最適化に努める。

(7) 公社等外郭団体の見直し

指定管理者制度への対応

地方自治法の改正による公の施設の管理に関する指定管理者制度への移行に伴い、各施設毎の新たな管理方法の決定に基づき、組織人員体制や管理運営の見直しを進める。

「公社等見直し実行計画」の見直し

指定管理者制度等への対応を含め、公社等を取り巻く状況の変化や、実行計画の進捗状況を踏まえ、さらに一層の見直しを進める。

「公社等外郭団体に関する指導指針」の見直しに基づく取組み

全面的に見直しを行った新たな指針に基づき、財政的及び人的支援の在り方について見直しに取り組む。

(8) 県立病院事業の見直し

経営責任の明確化と機動的・弾力的な病院経営を目指す「地方公営企業法の全部適用」（平成16年4月～）により設置された病院事業管理者の下、県立病院基本理念と行動指針を制定するとともに、新たな経営等改善計画を策定したところであり、これらの着実な実行により一層の経営改善を進める。

また、「県立病院改革部会」等において、「福島県立病院改革審議会」の審議・答申を踏まえ、県立病院の経営の在り方や統合・廃止など抜本的な改革を進める。

(9) 使用料・手数料等の受益者負担の適正化

職員駐車場については、敷地の利用に伴う管理経費の負担、職員公舎については、受益者負担の適正化を進める。

利用者から負担を求めることにより、時代の変化や利用者のニーズを踏まえた施設の充実やサービスの向上が図られるよう、農業短期大学校、高等技術専門校、自然の家などの有料化について検討を行う。

貸付に至った経緯などから貸付料を減免している県有地について、現在の社会経済情勢や県の財政状況等を踏まえ、現行貸付料の額の在り方等について検討し減免の見直しを行う。

(10) 県有財産の活用

未利用財産の更なる活用

福島県県有財産有効活用検討委員会でまとめた「県有財産有効活用計画」に基づき、処分のための条件整備や売却物件の広報を行いながら、計画的に処分を進める。

各部署等における財産の管理状況等の実態調査を行い、新たな未利用財産の更なる掘り起こしに努める。

施設の新設や統廃合により不用となることが想定される土地等については、事前の活用計画の策定と進行管理をこれまで以上に徹底する。

既存施設の点検、在り方の検討

現在活用されている県有施設についても、社会経済情勢の変化や行政と民間の役割分担、費用対効果（老朽化に伴う維持管理経費の増嵩）等の観点から点検を行い、今後の在り方について検討を行う。

(11) 収入未済額の解消

県税収入

県税収入未済額の主要を占める個人県民税の徴収対策を強化し、収入未済額の縮減を図る。具体的には、平成14年度から実施している、県税務職員の市町村税務職員併任による個人住民税徴収制度の一層の活用により、収入未済額の圧縮を図るとともに、地方税法第48条に基づく直接徴収の実施について検討を行う。

県税以外の収入

収入未済額が多額な事例については、徴収強化月間等を設定し管理職を含めた訪問活動や時間外及び休日における一斉訪問活動を行うなど実態に応じた対応を強化する。

また、資力がありながら長期間滞納が行われているような悪質な事例については、法的措置を含めた対応を強化する。

3 財政健全化債の活用【200億円程度】

財政健全化債は、財政健全化計画等に基づき、数値目標等を設定、公表して行政改革や財政健全化に取り組んでいる団体において発行が認められる地方債であり、本県の場合、財政構造改革プログラムに基づくこれま

での取組みに加え、さらに前記のような行財政改革に取り組むことが発行の前提となる。

また、財政健全化債は単に財源不足を補てんするために発行できるものではなく、充当先は所定の事業における通常の地方債の充当残部分に限定されているため、発行額については自ずと制限があるが、今回の「緊急対応期間」における財源確保のための有力な手段の一つであると考えられる。

このことから、前記の取組みによる歳出の圧縮等を進めながら、景気の本格的な回復など収支均衡に向けた条件が整うまでの新たな財源確保策として財政健全化債を発行することとする。

財源確保目標額と中期的な対応

1 緊急対応期間における財源確保

17、18年度2カ年の財源不足額（主要4基金充当後）	680億円
----------------------------	-------

今後2カ年の主な財源確保額

総人件費の抑制	30億円程度
公債費の圧縮と平準化	200億円程度
<u>財政健全化債の活用</u>	<u>200億円程度</u>
計	430億円程度

の2(3)から(11)の取組みにより解消	250億円程度
----------------------	---------

現時点における財源確保の見通しは上記のとおりであるが、

- ・一定の条件に基づく試算であること
- ・今後2カ年は、国の三位一体改革の動向により大きな影響を受ける状況にあること

から、各年度の国の予算措置や地方財政対策、県税収入等の状況変化を踏まえながら、必要に応じて適切な見直しを行っていくものとする。

2 中期的な対応策の検討

平成19年度以降も視野に入れた中期的な対応策については、現在の三位一体改革の動き、それに続く新たな改革へ向けての国の動向、さらには景気回復効果などを総合的に勘案しつつ、今回の見直しに基づく平成17～18年度の対策を推進しながら、これと平行して引き続き検討し、一定の中期的な見通しが得られた時点において、緊急対応期間における対策を取り込みながら策定するものとする。